

## 集団的自衛権行使容認に強く反対し、憲法闘争を強める決議

安部内閣は、早ければ7月上旬にも集団的自衛権の行使を容認する閣議決定を行おうとしている。集団的自衛権とは、日本が武力攻撃されていないにもかかわらず、他国（同盟国）への武力攻撃を阻止しようとするものであり、日本が他国のために戦争することである。歴代の自民党政権は、自衛隊創設以来一貫して集団的自衛権の行使は、憲法9条のもとでは許されないとの解釈を示してきた。戦争をしない平和国家日本という国のあり方を根底から変え、日本を再び「戦争する国」にしようとするものである。

安部首相は、5月15日の記者会見で海外にいる邦人を米国艦船によって避難させる際、他国から攻撃を受けても日本は反撃もできないと強調した。しかし、邦人の海外からの避難は我が国が責任を持って行うべきであり、そもそも米艦船が邦人を救出する想定そのものが空想の産物といえる。あたかも「限定的な容認」であることを強調して見せたが我が国が集団的自衛権を行使すれば、相手国との間で全面的な戦争に発展することは避けられず自衛隊員が戦闘の中で殺し、殺されることになるだけでなく、相手国が直接我が国本土を攻撃することも覚悟しなければならない。

6月17日、自民党は、閣議決定案を公明党に示した。そこでは、「他国に対する武力攻撃が発生」した際、政府が「我が国の存立が脅かされるおそれ」があると政府が判断すれば集団的自衛権を行使することが盛り込まれている。さらに20日には、「集団安全保障」での武力行使容認を新たに提案されている。「限定的」どころが、海外で無限定な武力行使をしたいという政府・自民党の本音がいよいよ露わになってきている。

このような憲法の基本原理にかかわる重大な変更が、憲法改正手続きをとらず、時の政権の判断のみで憲法解釈の変更として行われることは、憲法によって国家権力を制限するという立憲主義に反する憲法破壊のクーデターとよぶべき暴挙である。私たちは、これを絶対に認めることはできない。

国民の命と生存権を守ることは労働組合の大きな使命である。私たちは、この間「解釈で憲法9条を壊すな！実行委員会」や「戦争させない1000人委員会」の取り組みに参加してきた。安部政権の「戦争する国」づくりへの暴走をくい止めるために労働組合運動が一層力を発揮していく時が来ている。今大会を契機に、私たち郵政産業ユニオンは、さらに職場・地域から憲法擁護の運動を展開し、安部政権の目論みを全力で阻止していくことを決議する。

2014年6月28日

郵政産業労働者ユニオン 第3回定期全国大会